

砺波広域圏事務組合管内一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)の紹介

管内には、下記の2箇所の施設があります。

○ 業務時間 月～金 9:00～12:00 13:00～16:00
毎月第3日曜日 9:00～11:30

☆クリーンセンターとなみ

処理(持込)エリア 砺波市全域、南砺市福野・井波・利賀地域

住 所 〒939-1315 砺波市太田1873-1
TEL 0763-32-5648 FAX 0763-32-5860

☆南砺リサイクルセンター

処理(持込)エリア 南砺市福光・城端・井口・平・上平地域

住 所 〒939-1755 南砺市立野原西966
TEL 0763-62-4710 FAX 0763-62-2856



お問い合わせ先
南砺市住民環境課 23-2035
南砺市生活環境課 33-1111(内線142)

容器包装(紙製・プラスチック製)の分別方法は?

◎ 今年の9月から

南砺リサイクルセンター管内の地区では、容器包装(紙製・プラスチック製)の分別が始まります。

なお、クリーンセンターとなみ管内では、平成17年から行っています。

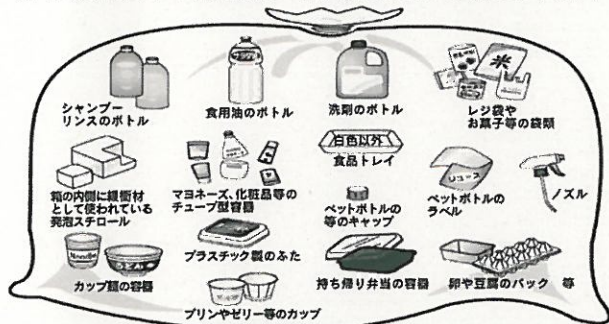
○「紙製容器包装」とはどんなものをいいますか。

商品を“入れている”または“包んでいる”容器や包装で紙製のものをいい、下記の識別マークが表示されているものをいいます。ただし、段ボール製のもの及び内側にアルミ箔が貼られていない飲料用紙パックは「紙製容器包装」には含まれません。



○「プラスチック製容器包装」とはどんなものをいいますか。

商品を“入れている”または“包んでいる”容器や包装でプラスチック製(※ただし、PETボトルを除く)のものをいい、下記の識別マークが表示されているものをいいます。



砺波広域圏の人口 構成市:砺波市、南砺市 人口:104,022人(△308人) 世帯数:32,931世帯(11世帯) 【平成24年5月31日現在 ()は前号2月29日比】

発行 砺波広域圏事務組合 砺波市米町7番3号 ☎(0763)33-1111 編集 事務局総務課 ホームページ <http://www.tokouiki.jp/>
【表紙写真】6月2日(土)・3日(日)砺波市で開催された「第60回庄川観光祭」の様子です。

21世紀を築く新しい創造の圏域づくり

2012
6/25発行
第5号

広報 砺波広域圏

今月号の主な内容

- ・ 砺波地域情報センター情報
- ・ 農業共済センターからのお知らせ
- ・ 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)の紹介

名古屋市内で「となみ野」をPR 巨大広告掲出中!

富山県名古屋事務所内に事務局を置いている砺波広域圏砺波地域情報センターでは、砺波市と南砺市の観光・商工の担当課及び観光協会、商工会議所、商工会と連携を取りながら、砺波地域の観光PRや企業誘致推進のため、情報の受発信を行うとともに、中京圏内からの交流人口拡大や新たな企業間交流・マッチングなどの創出を図るための各種の事業展開に努めています。

昨年の3月から名古屋市内の北陸銀行金山橋支店正面窓ガラスに屋外広告物(縦5m×横10m)を掲出しています。これは、砺波地域の魅力を紹介し、観光資源を周知するとともに砺波地域への誘客を推進する目的で設置したものであり、1年を通じて戦略的・効果的な観光PRを展開しようとするものです。

巨大広告は、となみ野を代表するチューリップや世界遺産五箇山合掌造り集落、国内最大規模で全国的にも珍しい散居村のほか、砺波地域の四季折々の風景やイベントなどを紹介し、街行く人々に見て頂き、関心を持ってもらおうと期待するものです。また、金山橋支店内でも巨大広告に合わせたポスターを掲出するとともに、チラシなどを置いて、行員の皆さんにもPRに一躍かって頂いていますが、「砺波・南砺の読み方が分からない」、「どこにあるか分からない」といったお客様の声が多いためです。

1人でも多くの方に「となみ野」に興味を持ってもらい、行ってみたいくなるようなデザインを企画してまいります。名古屋にお越しの際には是非お立ち寄り下さい。



(名古屋市 金山交差点)



農業共済センターからのお知らせ

第1回富山県農業共済特定組合設立準備委員会開催

去る、5月31日に富山県農業共済組合連合会において、第1回設立準備委員会が開催され、委員の委嘱と次の事項が協議され承認されました。

役員を選任については、
 会長 中斉 忠雄(富山県農業共済組合連合会会長理事)、
 副会長 寺井 幹男(富山県農林水産部長)が互選されました。
 なお、事務局からの提起事項は次のとおりです。

- 特定組合設立の基本事項について
- 特定組合設立の進め方について
- 特定組合設立のスケジュールについて



果樹共済の概要



加入方式	半相殺 減収総合一般方式	半相殺 特定危険減収暴風雨ひょう雪凍霜害方式
加入資格	栽培面積が各樹ごとに5a以上 樹種ごとに栽培する圃地すべて加入	各樹ごとの栽培面積が5a以上で全体の栽培面積が 20a以上、かつ5年以上の栽培経験を有する農家
共済責任期間 (補償期間)	(収穫)花芽の形成期から翌年の収穫期まで(約1年半) (樹体)7月1日から1年間	(収穫)花芽期から果実を収穫するに至るまでの期間 (約半年間)
対象共済事故	風水害、干害、ひょう害、雪害等すべての自然災害 及び鳥獣害、病虫害による減収	最大風速13.9m/s以上、又は最大瞬間風速20m/s 以上の風害、降ひょう被害、凍霜害による減収
標準収獲量	(10a当たり) りんご収穫 3類 1,730kg かき収穫 2類 986kg	(10a当たり) りんご収穫 1類 1,089kg 3類 1,789kg なし収穫 1類 1,100kg 2類 1,203kg
共済金額 (補償金額)	(10a当たり) りんご収穫 3類 約434,000円 かき収穫 2類 約176,000円 かき樹体 約234,000円	(10a当たり) りんご収穫 1類 約211,000円 3類 約503,000円 なし収穫 1類 約220,000円 2類 約158,000円 なし樹体 約178,000円
農家負担掛金 (10aあたり平均)	りんご収穫 16,739円 かき収穫 6,165円 かき樹体 469円	りんご収穫 9,084円 なし収穫 1,956円 なし樹体 445円
掛金等納入期限	6月30日	3月20日
損害防止事業	病虫害の発生を未然に防ぐための農薬や購入費の一部を助成	
共済金支払対象	農家ごとの減収量が基準収獲量の3割を超えた場合	農家ごとの減収量が基準収獲量の2割を超えた場合
無事戻金	樹体枯死、流出、損傷等による損害の額が共済価格の1割または10万円のいずれかを超えた場合	
無事戻金	過去3年間の受取共済金及び過去2年間の無事戻金が少なかった場合に掛金の一部を戻します。	
無事戻金	$\text{無事戻金} = \text{前3年間掛金合計} \times 1/3 - \text{前3年間の受取共済金合計} + \text{前2年間の無事戻金合計}$	

水稲共済の掛金率を改定します

水稲共済の掛金率は、過去20年間の被害割合に応じて3年ごとに全国一斉に改定されます。
 砺波広域圏では、掛金負担の公平性を保つため、被害割合の高い地域の掛金率を高く、低い地域の掛金率を低く設定する危険段階別共済掛金率を採用しており、旧市町村ごとに被害割合を算定し、危険段階を5区分にして掛金率を設定します。なお、農家負担額などは下表のとおりです。



○10a当たり共済掛金等の算出例

(平成24年度～平成26年度に適用)

引受方式	区域名	危険段階区分	補償割合(%)	基準単収	1kg当たり共済金額	危険段階標準共済掛金率(%)	農家負担割合(%)	農家負担掛金(円) ⑥=①×②×③×④×⑤	賦課金(円) ⑦	農家負担額(円) ⑥+⑦
一筆方式	利賀 平 庄川・井波・福野 城端・井口・福光 砺波 上平	1	70	520 kg/10a	208円	0.299	50	113	160	273
		2				0.201		76		236
		3				0.191		72		232
		4				0.189		72		232
		5				0.187		71		231
品質方式	利賀 平 庄川・井波・福野 城端・井口・福光 砺波 上平	1	90	87,118円/10a	標準生産金額	0.797	50	312	160	472
		2				0.536		210		370
		3				0.509		200		360
		4				0.504		198		358
		5				0.498		195		355

※ 耕地ごとの基準単収、標準生産金額等の違いにより農家ごとに掛金は異なります。
 ※ 水稲共済防止事業(農業等助成)は、一筆方式加入者は300円/10a、品質方式加入者は400円/10aを助成します。

園芸施設共済の概要



家畜共済の概要



加入方式	一括加入制	包括共済・個別共済
加入資格	特定園芸施設の内積が合計で2a以上(ガラス室は1a以上)のもの プラスチック(水稲育苗)ハウスについては、パイプの太さ、口径が22.2mm以上あるもの	・受精後240日以降の胎児(牛) ・出生後5か月目からの牛 ・特定の種番証明がある牛 ・出生後6か月目からの種豚 ・出生後20日目からの肉豚
共済責任期間 (補償期間)	責任開始日から1年間で、被覆されている期間補償(ただし、被覆期間の短いものは3か月から1年未満で選択可能)	原則として1年間
対象共済事故	風害、雪害、ひょう害、雨水害等すべての気象災害 及び鳥獣害、落雷、火災、落下物による被害	死亡、廃用、疾病、傷害 (但し、肉豚は死亡のみ対象)
共済金額 (補償金額)	$\begin{aligned} & \text{ハウスの標準時価額} \\ & + \\ & \text{(付帯設備の標準時価額+農作物の時価)} \\ & \times \\ & \text{選択付保割合(6~8割)} \end{aligned}$	共済価額の2割から8割の範囲内で農家が選択した金額 (肉豚は4割から8割)
農家負担掛金	施設の設置面積当たり2円/m ²	(共済金額×共済掛金率)・共済掛金庫庫負担分
掛金等納入期限	共済責任開始日の前日	新規加入の場合、加入申込に対する承諾のあった日の翌日から1週間以内
損害防止事業	前年度より継続加入者に被覆補修テープ等を支給	地域での多発疾病予防のための定期的な巡回指導 と疾病事故防止のため薬剤等を支給
共済金支払対象	1施設の被害金額が3万円を超えた場合または共済価額の1割を超えた場合	共済事故による死亡や廃用または疾病傷害事故で 獣医の診察があった場合
無事戻金	※ 果樹共済と同じ	